

令和6年度

松川村認定こども園入園ガイド

R6.4

～子どもは村の宝～



松川村教育委員会 子育て応援課 保育園係

〔認定こども園松川北保育園内〕

〒399-8501

長野県北安曇郡松川村 57 番地 1

松川村教育委員会 子育て応援課 保育園係

認定こども園 松川北保育園 (TEL0261-62-3530)

長野県北安曇郡松川村 5651 番地 11

認定こども園 松川南保育園 (TEL0261-62-5578)

1. 認定こども園とは	P.2
2. 認定こども園を利用できる条件	P.2
3. 認定区分について	P.3
4. 保育料（利用者負担）について	P.4
5. その他の保育サービスについて	P.6
6. 入園申し込みの方法	P.9
7. 入園までの流れについて	P.17
8. よくあるご質問	P.18
9. 年齢区分	P.19

1. 認定こども園とは

認定こども園は、お子さんやそのご家庭の「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設となります。また、お子さんが認定こども園に通っていないご家庭にも「子育て相談」や「親子の交流の場」の提供を行っています。

また、入園に関しては、保護者の方が働いていてもいなくてもすべてのお子さんが利用できる施設となります。

※ 3歳未満のお子さんは保護者が働いているなど、保育の必要性がある場合にのみ利用ができます。

2. 認定こども園を利用できる条件

①お子さんの条件

松川村に住民登録のある小学校就学前のお子さん

※ 原則として満1歳から受入れを行っています。

②保護者の条件

次頁の認定区分の条件を満たす方



3. 認定区分について

利用するお子さんの「年齢」と保護者の仕事の状況などによる「保育の必要性の有無」によって、「教育標準時間認定」や「保育認定（短時間・標準(長)時間）」に分かれます。また、認定区分によって、園を利用できる時間が異なります。

①認定区分と利用時間について

1号認定（満3歳以上）※保育の必要がない場合

●教育標準時間（8:00～13:00 最長5時間）

保護者の状況

- ・就労等の有無にかかわらず全ての保護者が対象



2号認定（満3歳以上）

3号認定（満3歳未満）※保育の必要があり、保育認定での利用を希望する場合

●保育短時間（8:00～16:00 最長8時間）

保護者の状況

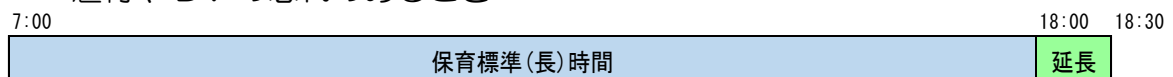
- ・自宅内外で月48時間以上働いているとき
- ・別居の家族などを介護や看護しているとき
- ・仕事を探しているとき
- ・学校（職業訓練校を含む）などに月48時間以上通っているとき
- ・育児休業を取得しているとき



●保育標準(長)時間（7:00～18:00 最長11時間）

保護者の状況

- ・自宅内外で月120時間以上働いているとき
- ・妊娠している、又は産後6ヶ月以内のとき
- ・保護者が病気や障害の場合
- ・同居の家族などを介護や看護しているとき
- ・災害の復旧にあたっているとき
- ・学校（職業訓練校を含む）などに月120時間以上通っているとき
- ・虐待やDVの恐れのあるとき



②認定こども園の利用期間について

認定区分によって、園を利用できる期間が異なります。

区 分	1号認定 (教育標準時間認定)	2・3号認定 (保育認定)	
		短時間	標準(長)時間
保育日	月～金曜日	月～土曜日(※土曜日は利用申込書提出)	
休園日	日曜日、祝日、年末年始、その他教育委員会が臨時に定めた日		
休業・ 希望保育	○長期休業 ・夏季(8月上旬～中旬) ・年始(1月上旬) ・年度末(3月下旬)	○土曜保育 ・毎週土曜日(祝日、年末年始を除く) ○希望保育 ・夏季(8月上旬～中旬) ・年始(1月上旬) ・年度末(3月下旬)	



4. 保育料（利用者負担）について

①保育料の決定について

保育料は、国の制度により令和元年10月から、満3歳になったあとの4月1日から小学校入学前までの3年間および0歳から2歳までの非課税世帯を対象に無償となりました。

また、村認定こども園では、保育料無償の対象となる児童のおかずやおやつの副食費(国の基準4500円/月)を免除します。

3歳未満児の保育料や延長保育料の減免等は、基本のご両親(保護者)の所得によって決定されます。ただし、保護者以外の同居家族(祖父母)が園児や保護者を扶養している場合には、その方も算定の対象となる場合があります。

なお、算定は下表のとおり市町村民税をもとに行います。

令和6年度 保育料											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度 市町村民税					令和6年度 市町村民税						

※保育料の切り替え時期は9月です。4月に遡っての精算は行いません。

■保育料基準額表 1

〔単位：円〕

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
1階層	生活保護世帯	○	生活保護世帯又は里親	○	○	○
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	6,000	8,500
4階層	所得割課税額 211,200円以下	○	所得割課税額 97,000円未満	○	15,000	17,500
5階層	所得割課税額 211,201円以上	○	所得割課税額 169,000円未満	○	23,500	26,000
6階層			所得割課税額 301,000円未満	○	39,500	42,000
7階層			所得割課税額 397,000円未満	○	53,500	56,000
8階層			所得割課税額 397,000円以上	○	64,500	67,000

■保育料基準額表 2 (ひとり親、在宅障がい者(児)世帯)

階層	教育標準時間認定		保育認定			
	区分要件	1号認定	区分要件	2号認定 (短・長時間)	3号認定	
					短時間	長時間
2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)又は養育里親等	○	市町村民税非課税世帯	○	○	○
3階層	所得割課税額 77,100円以下	○	所得割課税額 48,600円未満	○	2,500	3,750
4階層	—	—	所得割課税額 77,101円未満	○	7,500	8,750

※4階層以上(保育認定の所得割課税額77,101円未満を除く)は、保育料基準額表1と同じ。

●この表における市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を控除する前の額となります。

●認定区分について、3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

②保育料の軽減について

■保育料基準額表 1 に該当する世帯

***多子世帯の軽減**

保護者と生計同一の兄弟がいる場合 第2子半額、第3子以降0円

■保育料基準額表 2 (ひとり親、在宅障がい者(児)世帯) に該当する世帯

***多子世帯の軽減**

保護者と生計同一の兄弟がいる場合 第2子以降0円

***非課税世帯等の軽減**

基準額表2で2階層となる場合、延長保育料、預かり保育料も無料となります。

③保育料の納入方法について

保育料の納付は、口座振替にて月末に振替いたします。

なお、指定金融機関は、大北農協、八十二銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行となっています。(お子さんが2人以上入園する場合は、同じ口座の指定をお願いします。)

④督促手数料について

保育料の納期限が過ぎても未納の場合は、督促状を発行します。(手数料が発生します。) また、督促状発行後も納付されない場合は、村税滞納処分の例により処分されることがあります。

5. その他の保育サービスについて

●土曜保育（2・3号認定：在園児）

保育認定のお子さんは、保護者の方の「土曜日が勤務日である」等の理由により、土曜保育を利用することができます。

〔場 所〕 … 北保育園（南保育園のお子さんも北保育園での保育となります。）

〔利用日時〕 … 毎週土曜日（園行事等により休園になる場合があります）

・保育短時間 8：00～16：00

・保育標準(長)時間 8：00～17：00

〔利用料〕 … 保育料に含まれています。

〔服 装〕 … 帽子、園児服着用(夏場は不要)、運動のできる靴

〔持ち物〕 … おかず付お弁当、おやつ、水筒、布団一式、タオル、給食用スモック、コップ、歯ブラシ、着替え、上靴

〔申込方法〕 … 利用申込書、勤務証明書を提出してください。

※利用希望日の前月20日までに各園に提出

◆◆ お願い ◆◆

村の子育て支援の考え方により、保護者の方がご家庭にいるときは、なるべくご家庭において親子での対話や触れ合いを大切にさせていただきたいことから、必要最小限のご利用をお願いいたします。

●預かり保育（1号認定：在園児）

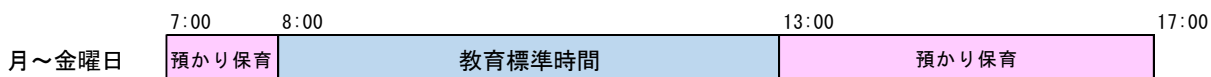
教育標準時間以外の時間において、預かり保育がご利用できます。



〔利用時間及び利用料〕

区 分	利用時間	料 金
定期（午後）	13：00～16：00	5,000 円/月
臨時	7：00 ～ 8：00	300 円/回
	13：00～16：00	400 円/回
	16：00～17：00	300 円/回

（土曜日の利用はできません）



〔申請方法〕

定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園へ提出してください。

臨時利用…利用希望日までに申請書を園へ提出してください。

〔お支払方法〕

定期利用は、月末に口座振替となります。臨時利用は毎月15日までの分をその月の月末に振替し、16日以降の分は翌月の月末振替となります。

●延長保育（2・3号認定：在園児）

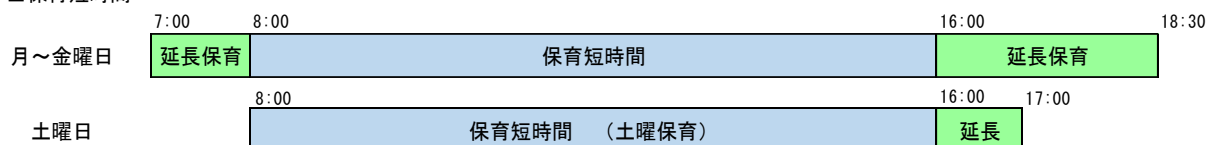
通常保育（短時間・標準(長)時間）以外の時間において、勤務の状況やご家庭の状況に応じ、延長保育がご利用できます。

〔利用時間及び利用料〕

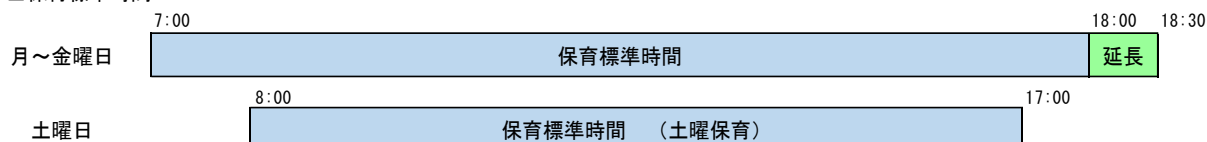
区 分		利用時間	料 金
保育短時間	定期（朝）	7：00～8：00	1,000 円/月
	定期（夕）	16：00～18：00	2,000 円/月
	臨時	7：00～8：00 16：00～18：00 18：00～18：30	300 円/回
	土曜日	16：00～17：00	300 円/回
保育標準(長)時間	定期（夕）	18：00～18：30	500 円/月
	臨時	18：00～18：30	300 円/回

※延長保育料は月額で 3,000 円が上限額となります。

■保育短時間



■保育標準時間



〔申請方法〕

臨時利用…利用希望日までに申請書を園へ提出してください。

定期利用…利用希望月の前月までに申請書を園へ提出してください。

〔お支払方法〕

定期利用は、月末に口座振替します。臨時利用は、毎月 15 日までの分をその月の月末に振替し、16 日以降の分は翌月の月末振替となります。

●障がい児保育（1・2・3号認定：在園児）

心身の発育に心配のあるお子さんも、保護者と相談のうえ、保育を行っています。ただし、設備的な理由や集団保育に耐えないと認められる場合は入園できない場合もあります。

●病児・病後児保育（在園児・未就園児）

お子さんが病気の際、通園場所での集団保育や保護者の就労等により家庭での保育が困難となる場合に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

〔場 所〕 … 病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム（市立大町総合病院内）

〔利用日時〕 … 月曜日～金曜日 8：00～18：00（土日祝日、年末年始休業）

〔対象児童〕 … 保護者またはお子さんが大北圏域に住所・勤め先・保育園等の通園先がある満1歳から就学前までのお子さんで、病状の急変は認められないが、通園場所での集団保育・家庭での保育が困難であるお子さん。

〔料 金〕 … ①保護者またはお子さんの住所が大北圏域にあり、かつ、お子さんが認定子ども園等に通園している場合 = 無料
②その他の場合 = 1時間あたり300円

〔申込方法〕 … 事前に登録申請書を子育て応援課子育て応援係（松川村子ども未来センター内）まで提出してください。

〔利用方法〕 … 利用希望日の前日17時までに保育室へ直接連絡し、予約してください。利用にあたっては、医療機関を受診し、医師の「情報提供書」などが必要となります。

伝染性疾患の急性期の場合などお子さんの症状や、利用当日の予約状況により保育室の利用ができない場合があります。

●一時保育（未就園児）

保護者の病気や冠婚葬祭、参観日、その他私的な理由により、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

〔場 所〕 … 北保育園

〔利用日時〕 … 月曜日～土曜日
8：00～17：00

〔対象児童〕 … 松川村に住所登録のある満1歳から就学前までのお子さん

〔料 金〕

	3歳未満	3歳以上
1時間あたり	300円	150円
給食1食	180円	
おやつ1食	50円	

*主食について（月～金）……3歳以上児は ごはん を持参してください。
3歳未満児は 園にて用意します。
（土曜日）……お弁当 と おやつ を持参してください。

〔申込方法〕 … 利用希望日の1か月前から前日までの間に申請書を園まで提出してください。

〔お支払方法〕 … 利用日当日に現金にてお支払いください。

6. 入園申込みの方法

入園の申込みには、下記の書類の提出をお願いします。

※10/31（火）からの申込み受付でご提出いただく書類は、No.1、No.2、No.3、No.9、No.10です。No.4～No.8は、入園決定後にご提出いただきます。

No.	書 類	対 象	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	松川村認定こども園入園申込書（※1）	全員	<input type="checkbox"/>
2	保育認定の利用を必要とする証明書（※2）	保育認定希望者のみ	<input type="checkbox"/>
3	制服注文票（※3）	年少以上児で希望者のみ	<input type="checkbox"/>
4	保育料口座振替依頼書（※4）	全員（延長保育等利用の場合があるため全員）	<input type="checkbox"/>
5	入園事前調査 No.1、No.2（※5）	全員	<input type="checkbox"/>
6	健康診断票（※6）	5月以降に入園される方	<input type="checkbox"/>
7	家庭の調べ（※7）	全員	<input type="checkbox"/>
8	救急カード	全員	<input type="checkbox"/>
9	教育・保育給付及び施設等利用給付認定に係る個人番号提供書もしくは市町村民税の税額が分かる書類（※8）	松川村で市町村民税が課税されていない方（個人番号の提供を拒否される場合は市町村民税の税額が分かる書類）	<input type="checkbox"/>
10	松川村認定こども園入園仮申込書（※9）	10月の入園説明会後の一斉入園受付時に次の①②に該当される方 ①入園するか決定していない方②5月以降に入園を希望される方	

（備考）

- ※1. 入園申込書は、入園するお子さん1人につき1部を「記入例」と「記入上の注意」（参照①P.10）を参考にして作成し、必要な書類を添付して、提出してください。（2人以上の申し込みをする場合は、添付書類もそれぞれに必要です。）
- ※2. 保育認定の利用を希望する場合は、就労証明書等の「保育認定の利用を必要とする証明書」（参照②P.14）を保護者（父、母）それぞれ添付してください。（2人目以降はコピー可 〔ただし、園でコピーはできません。〕）
- ※3. 園指定の園児服の注文書です。未満児は不要です。指定の園児服を所有している場合で、購入が必要ない場合は、提出は不要です。
- ※4. 保育料・延長保育料等は口座振替により納付してください。指定金融機関は大北農協、八十二銀行、松本信用金庫、ゆうちょ銀行となっています。（お子さんが2人以上入園する場合は、同じ口座の指定をお願いします。）（参照③P.15）
なお、松本信用金庫、ゆうちょ銀行の口座振替を希望される場合は、各金融機関、役場税務課、保育園、子ども未来センターなどに備え付けてある専用の用紙（3部複写）に必要事項を記入・押印のうえ、**金融機関窓口にご提出ください。**
- ※5. 年齢により記入用紙が異なります。
- ※6. 5月以降に途中入園される方は、園医で健康診断を受けていただき、提出してください。
- ※7. 年齢により記入用紙が異なります。
- ※8. 確認書類はコピーでも可ですが、ご両親の分を添付してください。（参照④P.16）
- ※9. 仮申込みの場合は、No.2の保育認定の利用を必要とする証明書の添付は不要です。

■参照①

(様式第1号) (第4条関係)

記入例

提出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

松川村認定こども園入園申込書

松川村長 様

次のとおり松川村認定こども園への入園を申し込みます。
は該当箇所にしてください。

ふりがな	まつかわ じゅんいち	生年月日	年 齢	性 別	障がい者 該当の有無
申 請 児童名	松川 純一	平成 <input checked="" type="radio"/> 令和 〇〇年〇〇月〇〇日	3 歳 R6. 4. 1 現在	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
ふりがな	まつかわ はるお	続 柄	連絡先		
保護者名	松川 春夫	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	【 】は自宅・父携帯・母携帯…等と記入) ①【母携帯】〇〇〇-××××-△△△△ ②【父携帯】〇〇〇-××××-△△△△		
保護者 個人番号	父 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 母 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 ※転入者のみ				
住 所	松川村〇〇〇〇番地〇〇	行政区	(細 野 区)		

多子軽減算定のため生計同一の兄姉となるお子さんは別居でも必ず記入

①世帯の状況

区 分	氏 名		生年月日	性 別	職業・学校・ 保育園名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備 考
児 童 の 世 帯 員	まつかわ はるお 松川 春夫	父	昭和〇〇年××月△△日	男・女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	まつかわ なつこ 松川 夏子	母	昭和〇〇年××月△△日	男・女	パート	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	まつかわ けんじ 松川 謙二		昭和〇〇年××月△△日	男・女	〇〇高校(県外)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	別居
	まつかわ ひろみ 松川 裕美	姉	平成〇〇年××月△△日	男・女	松川小学校2年	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	まつかわ あきお 松川 秋男	祖父	昭和〇〇年××月△△日	男・女	農 業	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
	まつかわ ふゆこ 松川 冬子	祖母	昭和〇〇年××月△△日	男・女	無 職	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
				年 月 日	男・女		有・ <input type="radio"/> 無
在宅障がい(児)者の有無		ひとり親世帯の該当		生活保護の適用			
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 該当		<input type="checkbox"/> 適用あり(年 月 日保護開始)			

入園日現在の状況

在宅の障がい者が有の場合は、保育料軽減の対象となる場合があるので、手帳のコピーを添付してください

②入園を希望する施設名、利用を希望する期間、時間

入園を希望する 施設名・理由	第1希望 北保育園 (希望理由) 通園に近いため
	第2希望 南保育園 (希望理由)
利用を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
利用を希望する時間	午前 8 時 30 分 から 午後 4 時 00 分まで

最長は、就学前まで

③支給認定区分

※認定区分

希望する認定区分	<input type="checkbox"/> 1号 (教育標準時間認定)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 (保育認定)	<input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間 (最大8時間) <input type="checkbox"/> 保育標準 (長) 時間 (最大11時間)
	<input type="checkbox"/> 3号 (保育認定)	<input type="checkbox"/> 保育短時間 (最大8時間) <input type="checkbox"/> 保育標準 (長) 時間 (最大11時間)

1号=3歳以上で教育標準時間(8時~13時)の利用でよい子ども

2号=3歳以上で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども

3号=3歳未満(0・1・2歳児)で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども

※時間区分

保育短時間=8時から16時までが通常保育時間

保育標準(長)時間=7時から18時までが通常保育時間

④保育認定の利用を必要とする理由等

※保護者の就労や疾病等の理由により、保育認定の利用を希望する場合に記入してください。

保育認定の利用を希望する理由 (両親・保護者)	続柄	必要とする理由
	父	
		(※具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 安曇野市 ○○会社 8時~17時(休憩1時間) 週休2日(土日)
母		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()
		(※具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 村内 ○○コンビニ 9時~15時(休憩1時間)で月・水・金の勤務

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

村が保育料の決定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。

保護者氏名 松川 春夫

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ松川村子育て応援課 認定こども園松川北保育園に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

入園年度

(表面)

- 1 「申請児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「年齢欄」は令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。また、「性別」の欄は該当するものを☑してください。
- 2 「障がい者該当の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを☑してください。※「有」の場合は、手帳のコピーを添付してください。
- 3 「連絡先」欄は、連絡先が複数ある場合は、連絡のつきやすい順に記入してください。
- 4 「保護者個人番号」の欄は、保護者（両親）の個人番号カードに記載されているマイナンバー（個人番号）を記入してください。※転入者のみ
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童以外の申請児童の両親及び同居している親族等（別居している場合は該当者の「備考」欄に別居と記入してください。）の全員について記入してください。（別居している生計同一の申請児童の兄弟姉妹がいる場合も記入し、備考欄に「別居」と記入してください。）「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。
なお、保育料減免（在宅障がい（児）者【※参照】「有」、生活保護「適用あり」の場合）の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

【※】 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 6 ②「入園を希望する施設名」の欄は、希望する順位に従い施設名を記入し、また、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- 7 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
- 8 ②「利用を希望する時間」欄は、1日のうちで利用を希望する時間を記入してください。
- 9 ③「支給認定区分」欄は、希望する認定区分及び保育認定の場合は希望する時間区分に☑してください。
※保育標準（長）時間認定を受けるには、一定の条件があります。
※保育標準（長）時間認定となる方でも希望により保育短時間認定に変更が可能です。
※保育標準（長）時間認定となる方で複数通園の場合、それぞれのお子さん毎に認定区分を分けることができます。

1号（教育標準時間認定）＝3歳以上で教育標準時間（8時～13時）の利用でよい子ども
2号（保育認定）＝3歳以上で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども
3号（保育認定）＝3歳未満（0・1・2歳児）で、保護者が就労しているなど保育を必要とする子ども（※）
（※3歳未満児は保育認定のみのため、教育標準時間認定への変更はありません。）

10 ④「保育認定の利用を必要とする理由等」の欄は、③「支給認定区分」で2号・3号（保育認定）を希望した場合に記入してください。

①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親（保護者）ごとに、児童を保育できない理由を下記の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□に☑し、かつ、その具体的な状況について、下欄に記入してください。なお、(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」に☑し、内容を（ ）内に記入してください。

※具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間（休憩時間も記入）・就労日数・通勤時間・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間・障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名・治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、を記入してください。

保育認定の理由（認定基準）

保育認定の利用を必要とする理由は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) **就労等**（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で育児をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) **妊娠・出産** 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
- (3) **疾病・障害** 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (4) **介護等** 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつも介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
- (5) **災害復旧** 火災や、風水害、地震などにより被災した場合、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- (6) **求職活動** 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) **就学** 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合
- (8) **虐待・DV** 虐待やDVの恐れがある場合
- (9) **育児休暇** 育児休暇取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

11 ⑤「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。

12 支給認定について、認定結果につきましては「支給認定決定通知書」を交付します。「支給認定証」の交付を希望される方は、園まで申し出てください。

■ 参照②

【保育認定の利用を必要とする理由一覧】

保育認定の利用を必要とする理由 (※1)		認定時間区分		証明書類 (※3)
		認定時間 (※2)	認定基準	
① 就労 〔フルタイムのほか、パートタイム、夜間など（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）、居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む〕	就労時間の下限は1カ月あたり48時間	標準(長)時間	1カ月あたり120時間以上の就労 (※4)	・ 就労(内定)証明書★ (内職・自営業(農業含む))
		短時間	1カ月あたり48時間以上の就労	
② 妊娠、出産	産後の期限は6カ月以内 (国基準は産後2カ月まで、以降は⑩で対応) (※5)	標準(長)時間	一律	・ 母子手帳の写し (氏名、出産予定日が確認できる部分)
③ 保護者の疾病、障がい	障がいは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の保持者	標準(長)時間	一律	・ 診断書★ ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 (上記の写し)
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 (兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護)	要介護認定されているか身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)、療育手帳の保持者の介護等	標準(長)時間	要介護・看護者と同居	・ 介護看護申告書★ ・ 要介護認定証 ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 (申告書+上記の写し)
		短時間	要介護・看護者と別居	
⑤ 災害復旧		標準(長)時間	一律	・ 災害証明書の写し
⑥ 求職活動 (起業準備を含む)	求職活動期間 3カ月以内 (※6)	短時間	一律	・ 求職状況申告書★ (延長する場合は、求職活動状況報告書★を添付)
⑦ 就学 (職業訓練校等での職業訓練を含む)	就学時間の下限は1カ月あたり48時間	標準(長)時間	1カ月あたり120時間以上の就学 (※7)	・ 在学証明書の写し ・ 職業訓練を受けることを証する書類 (就学時間の分かる書類を添付)
		短時間	1カ月あたり48時間以上の就学	
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		標準(長)時間	一律	・ 保育園にご相談ください
⑨ 育児休業取得時 (すでに保育を利用している子どもがいること) (※8)	継続利用が必要であること	短時間	一律	・ 就労(内定)証明書★ (休業欄記入)
⑩ その他	村が認める場合			・ 村が必要と認める書類

【備考】

- ※1 児童の保護者のいずれかが上記の①～⑩のいずれかに該当する場合となります。
 - ※2 希望により、「標準(長)時間認定」を「短時間認定」に変更できます。なお、各認定区分で利用料金が異なります。
 - ※3 ★印は様式が保育園にあります。
 - ※4 就労(就学)の標準(長)時間認定は、通勤(通学)も含めた時間が短時間(午前8時から午後4時)を超える場合は、認定されます。
 - ※5 産後の認定期間は6カ月間で、期限後は再申請が必要となります。
 - ※6 認定期間は3カ月間で、期限後は再申請が必要となります。
 - ※7 ※4参照
 - ※8 育児休業取得時に既にお子さんが年少クラス以上で在園している場合のみとなります。年少クラスで新規入園する場合は、1号認定での利用となります。
- その他：3歳未満児クラスの利用について、②妊娠・出産、⑨育児休業取得時及び⑥求職活動の場合は、原則利用はできませんが、保護者やご家庭の状況等により認定するか判断します。

参照③

松本信用金庫・ゆうちょ銀行の口座振替依頼手続きについては、P.9※4をご参照ください。

記入上の注意

- 訂正は二重線で行い、訂正印（お届け印）を押印してください。ただし、氏名、口座番号の訂正はできません。
- お届け印の印影は、はっきり分かるように押印してください。薄くなってしまったり、一部が欠けてしまった場合は、横に押印しなおしてください。
- 上下同じ内容を記入してください。
- 書き直しの場合、用紙は各園か村ホームページよりダウンロードできます。

記入例

松川村保育料口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

松川村長 様

下記の保育料について、令和〇〇年〇〇月分から口座振替により納付したいので依頼します。

取 扱 金融機関	大北農業協同組合		松 川	支所	金融機関承認印 入園日現在の年齢
	八十二銀行			支店	
保護者氏名	松川 太郎		児童氏名	松川 小太郎	
保育園名	南	保育園	生年月日	平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日（3歳）	
口 座 名 義 人			印影がはっきりと分かるように押印してください		
住 所	松川村1234番地56		電 話 番 号	金融機関お届け印	
ふりがな	まつかわ たろう		62-1234		
氏 名	松川 太郎				
預金種類	(該当番号に○)			口座番号	0123456
	①普通	2当座	3その他		

(村保管用)

松川村保育料口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

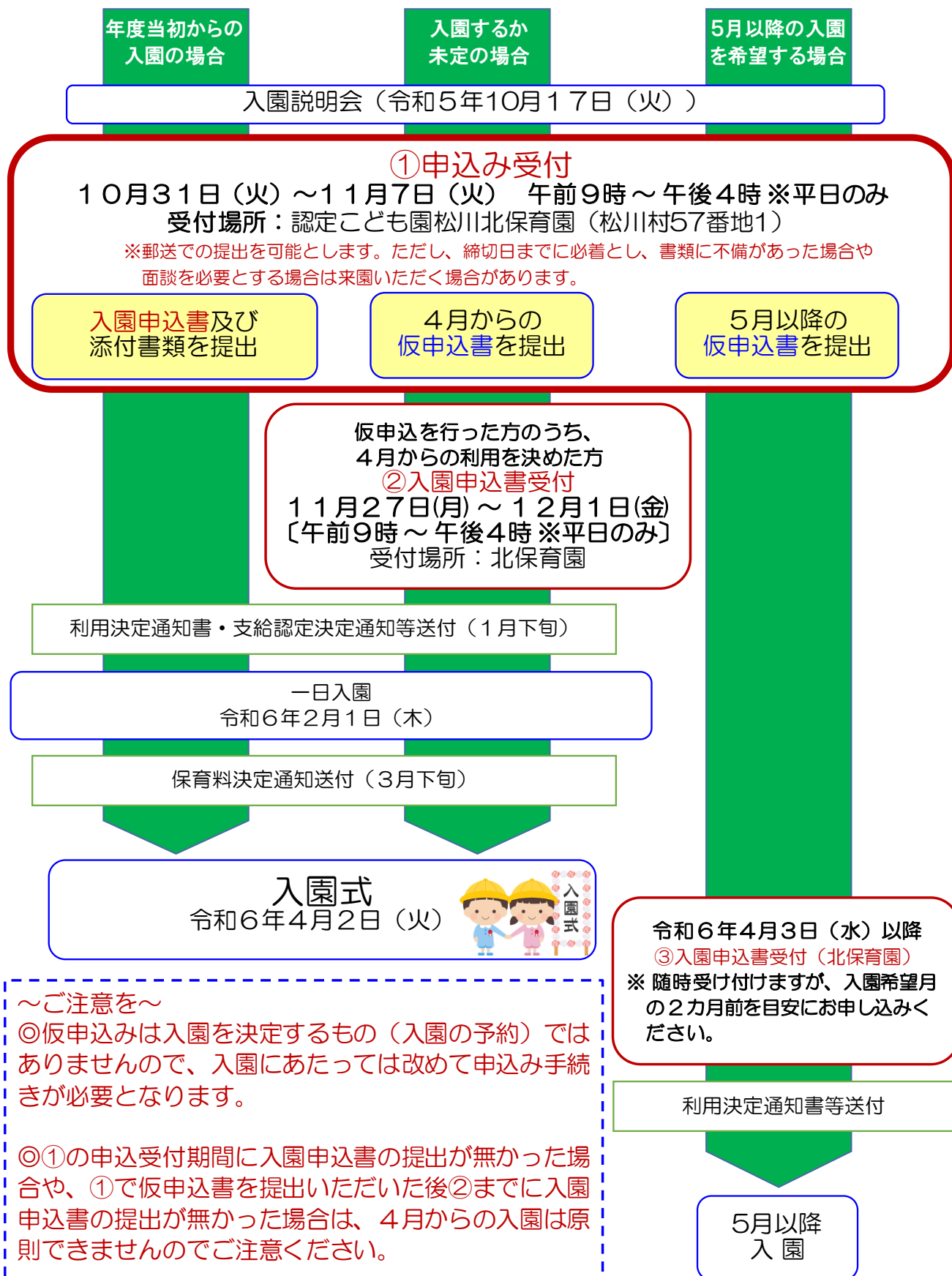
取扱金融機関 様

下記の保育料について、令和〇〇年〇〇月分から口座振替により納付したいので依頼します。

取 扱 金融機関	大北農業協同組合		松 川	支所	受付日付	
	八十二銀行			支店	検 印	印鑑照合
保護者氏名	松川 太郎		児童氏名	松川 小太郎		
口 座 名 義 人						
住 所	松川村1234番地56		電 話 番 号	金融機関お届け印		
ふりがな	まつかわ たろう		62-1234			
氏 名	松川 太郎					
預金種類	(該当番号に○)			口座番号	0123456	
	①普通	2当座	3その他			

(金融機関保管用)

7. 入園までの流れについて



8. よくあるご質問

■園の利用について

Q 夫婦で働いていて、保育標準(長)時間認定での申請をする予定です。条件はどうなりますか？

A 1カ月あたりの就労時間が120時間以上の場合認定となります。また、120時間未満の場合であっても、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合や、通勤時間を含んだ時間が、保育短時間認定に係る利用時間帯(8時～16時)を超えて利用せざるを得ないと判断された場合は認定されません。

Q 育児休業取得中です。上の子どもは入園できますか？

A 育児休業による保育認定は、育児休業取得前に3歳以上児(年少～年長)のお子さんが既に園を利用している場合のみ認定となります。新規での入園は、3歳以上児の場合は1号認定での入園となります。なお、3歳未満児の場合は原則入園できません。また、3歳未満児で既に園を利用している場合は原則退園となります。

Q 夫婦で働いていますが保育の必要性のない1号認定で入園しました。夏休み期間だけ2号認定に変更したいのですが可能ですか？

A ご両親のお仕事の状況に変化があった場合などのみ変更できます。

Q 就労による保育認定を受けて園を利用していましたが、妊娠しました。継続して園を利用できますか？

A 3歳以上児(年少～年長)の場合は、妊娠・出産による保育認定で継続して利用できます。

Q 求職活動中ですが入園できますか？

A 就労している方等が優先となります。また、3歳未満児の場合は、原則入園をお断りしています。

Q 就労状況や世帯員の状況の変更、また、認定区分や時間区分の変更を希望したい場合はどうすれば良いですか？

A 認定こども園変更(更新)承認申請書に必要な書類を添付して提出してください。

■保育料について

Q 3歳以上児は保育料が無料になるため所得の確認は不要ですか？

A 延長保育料の減免対象であるか、また、副食費の減免が国の対象となるのか、村独自の減免となるのかなど確認が必要なため、所得の確認は全家庭必要となります。

- Q 松川村は子育てしやすい村を目指し保育料を大幅に減額していると聞きました。どのような減額をしているのですか？
- A 令和元年10月から国の無償化により3歳以上の児童と0歳～2歳児の非課税世帯の保育料が無償となりました。村では、以前から基準額の減額と多子世帯の負担軽減を国の制度を拡充する形で実施しており、無償化の対象とならない世帯に対しても減額・減免を行っています。
- 所得に関わらず“第2子は基準額の半額、第3子以降は0円”とし、多子のカウントを行う兄弟の年齢の制限も撤廃しています。
- また、村認定こども園では、保育料無償の対象となる児童のおかずやおやつの副食費（国の基準で4500円/月）を免除しています。
- （※低所得者の保育料は第2子以降0円など国の制度による軽減もあります）
- Q 残高不足により口座振替ができませんでした。保育料の支払いはどうすれば良いですか？
- A 村より口座振替不納通知書が交付されますので、その通知により金融機関で納付をお願いします。その後も納付されない場合は、督促状が交付され手数料も請求されますのでご注意ください。
- （保育料の引き落とし前日までに口座の残高確認をお願いします。）
- Q 離婚や再婚をした場合、保育料は変わりますか？
- A 保育料を計算するための合算対象が変更となる為、保育料も変わる場合があります。事象が発生した場合は、変更（更新）承認申請書を速やかに提出してください。

9. 年齢区分

■令和6年度

年齢	生年月日	承認期間（就学前）
5歳児（年長児）	H30.4.2～H31.4.1	R6.4.1～R 7.3.31
4歳児（年中児）	H31.4.2～R 2.4.1	R6.4.1～R 8.3.31
3歳児（年少児）	R 2.4.2～R 3.4.1	R6.4.1～R 9.3.31
2歳児	R 3.4.2～R 4.4.1	R6.4.1～R10.3.31
1歳児	R 4.4.2～R 5.4.1	R6.4.1～R11.3.31
0歳児	R 5.4.2～R 6.4.1	R6.4.1～R12.3.31

